

改正

平成22年9月30日条例第23号

平成22年12月21日条例第32号

平成31年3月22日条例第6号

深谷市上下水道事業運営審議会条例

(設置)

第1条 水道事業及び下水道事業（以下「上下水道事業」という。）の合理的な管理運営を図るため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、深谷市上下水道事業運営審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じて、上下水道事業に関する重要な事項について調査審議し、これらの事項について答申するものとする。

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 水道使用者
- (3) 下水道使用者

3 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に、会長及び副会長1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 審議会は、半数以上の委員が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもってこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 審議会が特に必要と認めるときは、関係者の出席又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、上下水道事業の管理運営に関する事務を所掌する部署において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営その他に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成18年1月1日から施行する。

附 則 (平成22年9月30日条例第23号抄)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成22年12月21日条例第32号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年3月22日条例第6号)

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(深谷市下水道事業運営審議会条例の廃止)

2 深谷市下水道事業運営審議会条例(平成18年深谷市条例第212号)は、廃止する。